

三芳町運送事業者等応援給付金

コロナ禍における原油価格の高騰により影響を受ける町内の運送事業者等の支援を目的として、予算の範囲内で三芳町運送事業者等応援給付金を支給します。

対象者

- 町内に事業所がある法人または個人事業者であり、かつ、下記の許可を受けている事業者、または届出を行っている事業者であること。
 - 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の許可
 - 貨物軽自動車運送事業の届出
 - 道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）・特定旅客自動車運送事業（送迎バス等）の許可
- 申請日現在、事業を営んでおり今後も町内で引き続き事業を継続する意思があること。

給付金額

- ✓ 事業用自動車（緑ナンバー）：**10,000 円/台**
- ✓ 事業用軽自動車（黒ナンバー）：**5,000 円/台**



※申請回数は**1事業者1回限り**とし、交付申請額は**100,000 円を上限**とする。

申請手続き

申請期間：**2023年9月11日（月）から2024年1月19日（金）** ※期間内消印有効

申請方法：郵送又は持参

申請先：〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1

三芳町観光産業課 商工観光担当 行

※ 封筒の余白に「運送事業者等応援給付金申請書 在中」とご記入ください。



← 左記 QR コードより申請書類等をダウンロードしてください。

必要書類

- ① 三芳町運送事業者等応援給付金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）
- ③ 町内に本社または主たる事業所が存在する事が確認できる書類
- ④ 交付申請車両一覧（様式第 3 号）
- ⑤ 交付対象車両すべての自動車検査証の写し
- ⑥ 事業に必要な許可書等の写し又は届出書の写し
- ⑦ 申請日現在、有効な許可書及び事業計画変更認可申請書の写し等
（交付申請車両が一般貸切旅客自動車事業及び特定旅客自動車運送事業の場合、対象事業に使用している事がわかる書類等）
- ⑧ 法人番号 13 桁が分かる書類（法人）、または運転免許証の写し（個人）
- ⑨ 申請者名義の通帳のうち口座がわかるページ（見開き 1 ページ目）の写し

お問い合わせ先

三芳町観光産業課

TEL : 049-258-0019 (内 214・215) FAX : 049-274-1013
E-mail : kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp